

兵庫県公報

平成19年7月2日 号 外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	6
○職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（人事課）	6
○恩給条例等の一部を改正する条例（職員課）	9
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（県土整備部総務課）	10
○都市計画法施行条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（まちづくり課）	11
○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（住宅管理課）	12
○兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	13

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

地方税法の一部改正により、信託法の施行に伴う信託に係る税制の整備が行われることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、都道府県選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が引き下げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を引き下げることにした。

●職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（条例第36号）

職員の大学院派遣研修費用の償還に関して必要な事項を定めることにより、職員の大学院派遣研修について、その成果を公務に活用させるようにするとともに、県民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを目的として、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例を制定することとした。

1 目的

目的について定める。

2 定義

「職員」、「大学院派遣研修」、「大学院派遣研修費用」及び「特別職地方公務員等」の用語について、定義を定める。

3 大学院派遣研修費用の償還

(1) 大学院派遣研修を命ぜられた職員が次に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれに定める金額を県に償還しなければならないものとする。

ア 当該大学院派遣研修の期間 当該大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額

イ 当該大学院派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて100分の100から一定の割合で逡減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

(2) (1)の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

(3) (1)イの職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

ア 休職の期間（公務災害又は通勤災害による病気休職の期間を除く。）

イ 停職の期間

ウ 職員団体の業務に専ら従事した期間又は労働組合の業務に専ら従事した期間

エ 育児休業をした期間

オ アからエまでに掲げる期間に準ずる期間として人事委員会規則で定める期間

4 適用除外

3は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しないものとする。

- (1) 公務災害若しくは通勤災害による心身の故障又は廃職若しくは過員により分限免職された場合
- (2) 定年により退職した場合
- (3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (4) 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等になるため退職した場合
- (5) (4)に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、人事委員会規則で定める場合
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、3を適用しないことが適当である場合として人事委員会規則で定める場合

5 特別職地方公務員等となった者等に関する特例

- (1) 4(4)又は(5)に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き職員として採用された者が離職した場合には、4(4)又は(5)に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、3を適用するものとする。
- (2) 4(4)又は(5)に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、4(4)又は(5)に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、3及び4を適用するものとする。
- (3) 4(6)に掲げる場合に該当して退職した者が、人事委員会規則で定める要件に該当することとなった場合には、当該要件に該当することとなったことを離職したとみなして、3を適用するものとする。

●恩給条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

恩給法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 恩給条例の一部改正

(1) 恩給の支払の調整

ア 恩給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として恩給が支払われたときは、その支払われた恩給は、その後に支払うべき恩給の内払とみなすことができるものとするとともに、恩給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の恩給が支払われた場合における当該恩給の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

イ 恩給を受ける権利を有する者が死亡したためその恩給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該恩給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき恩給があるときは、当該恩給の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができるものとする。

(2) 成年の子の受給条件

職員の成年の子には、その者が職員の死亡の当時から引き続き重度障害の状態にあり、かつ、他に生計の方途がないときに限り、遺族扶助料を支給するものとする。

2 恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年兵庫県条例第40号）の一部改正

恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）の引用規定を改める。

●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第38号）

建設業法等の一部改正に伴い、同法等の引用条文を改めることとした。

●都市計画法施行条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

都市計画法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 市街化調整区域においても、大規模住宅開発等を行う開発行為であって、その開発区域が一定規模以上の面積を有するものについては、地区計画等に定められた内容に適合する場合でなくとも、開発審査会の議を経て個別に許可することができる制度が廃止されることに伴い、当該許可の要件となる面積を定める規定を

削除する。

- 2 許可等の手続を要しないこととされている国等が行う開発行為について、新たに都道府県知事への協議を要することとされることに伴い、当該協議に関する事務を、既に開発許可に関する事務を移譲している関係市（西宮市、伊丹市、川西市及び三田市）が処理することとする。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、日本郵政公社法が廃止されるとともに、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の名称が国有資産等所在市町村交付金法に改められることに伴い、関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例
- 2 兵庫県港湾施設管理条例
- 3 漁港管理条例
- 4 厚生年金住宅条例
- 5 道路占用料の徴収等に関する条例
- 6 風致地区内における建築等の規制に関する条例

●兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

警察法施行令の一部改正に伴い、兵庫県警察本部刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを追加することとした。

条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第34号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「ときは」の右に「、法第17条の2の規定により」を加える。

第14条第1項中「均等割額によつて」の右に「、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第4号中「第32条」を「第31条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第14条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に改め、「もの」の右に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「に収益事業」の右に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第4項中「（昭和40年法律第34号）」を削り、「収益事業」の右に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第5項中「含む。）」の右に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第32条の4第1項中「信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43

号)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託(法第24条の3第1項に規定する合同運用信託をいう。以下この条において同じ。)又は特定投資信託以外の投資信託(所得税法第176条第2項に規定する特定投資信託以外の投資信託)を「集団投資信託(所得税法第13条第3項第1号に規定する集団投資信託(県内にある営業所に信託されたものに限る。))」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同条第2項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第33条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第5項各号」に改め、「人格のない社団等」の右に「、同条第5項に規定するみなし課税法人」を加え、「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「をいう。）」の右に「又は法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の引受け」を加え、「これに」を削り、同条に次の1項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人には、第3項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第33条の2第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、「並びに各特定信託の各計算期間の所得」を削る。

第34条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

第34条第4項を同条第3項とする。

第36条第1項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第1号中「又は各計算期間」を削り、同項第2号中「又は当該計算期間」を削る。

第38条の2第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第10項第5号」に改める。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第45条の2第1項中「免除される事業者」の右に「(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。))」を加え、同条第2項及び第3項中「本節」を「この節」に改め、同条第4項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改

め、同条第5項中「本節」を「この節」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第5条の2 公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。）は、第14条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第9条の4第3項中「、法附則第5条の4第3項の総務省令で定めるところにより」を削り、「記載した」の右に「施行規則附則第2条の6第1項に規定する」を加える。

附則第10条の2を次のように改める。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第10条の2 公益信託（公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。）は、第33条第4項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第24条第2項中「法附則第32条第3項の総務省令で定める」を「施行規則附則第11条の2に規定する」に改め、同条第3項中「法附則第32条第4項の総務省令で定める」を「施行規則附則第11条の3第1項に規定する」に改め、同項第1号中「法附則第32条第4項第1号の総務省令で定める」を「施行規則附則第11条の3第2項に規定する」に、「同項第1号の総務省令で定める」を「同条第3項に規定する」に改め、同項第2号中「法附則第32条第4項第2号の総務省令で定める」を「施行規則附則第11条の3第4項に規定する」に、「同項第2号の総務省令で定める」を「同条第5項に規定する」に改め、同条第4項中「法附則第32条第5項の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条第3項に規定する」に、「同項の総務省令で定める」を「同条第4項に規定する」に改め、同項第1号中「法附則第32条第5項第1号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条第5項に規定する」に改め、同号ア中「法附則第32条第5項第1号イの総務省令で定める」を「施行規則附則第12条第6項に規定する」に改め、同項第2号中「法附則第32条第5項第2号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条第7項に規定する」に改め、同号ア中「法附則第32条第5項第2号イの総務省令で定める」を「施行規則附則第12条第8項に規定する」に改める。

附則第36条中「並びに特定信託の兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成12年兵庫県条例第50号）の施行の日（附則第38条において「平成12年改正条例の施行日」という。）から平成21年9月30日までの間に開始する各計算期間の所得」を削る。

附則第38条中「並びに特定信託の平成12年改正条例の施行日から平成23年3月11日までの間に終了する各計算期間に係る法人の事業税」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第33条第1項第1号イの改正規定（「第2条第19項」を「第2条第12項」に改める部分に限る。）は証券取引

法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から、第38条の2並びに附則第9条の4及び第24条の改正規定は公布の日から施行する。

（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）第7条、第14条、第33条から第34条まで、第36条及び第45条の2並びに附則第5条の2、第10条の2、第36条及び第38条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第32条の4の規定は、同条第1項に規定する集団投資信託の信託財産について施行日以後に徴収される利子割の額について適用し、この条例による改正前の兵庫県税条例第32条の4第1項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について施行日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

~~~~~

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第35号

##### 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,700円」を「10,600円」に、「8,900円」を「8,800円」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第36号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の大学院派遣研修費用の償還に関して必要な事項を定めることにより、職員の大学院派遣研修について、その成果を公務に活用させるようにするとともに、県民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する県職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。

2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定める要件に該当するものとして任命権者が定めるものをいう。

3 この条例において「大学院派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院派遣研修に必要な費用として人事委員会規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又はその業務が県若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人として人事委員会規則で定めるものに使用される者をいう。

(大学院派遣研修費用の償還)

第3条 大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

(1) 当該大学院派遣研修の期間 当該大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額

(2) 当該大学院派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遡増する程度に応じて100分の100から一定の割合で遡減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2

項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事委員会規則で定める休職の期間を除く。)

- (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
- (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 前各号に掲げる期間に準ずる期間として人事委員会規則で定める期間
(適用除外)

第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合
- (2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）
- (3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (4) 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合
- (5) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、人事委員会規則で定める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、前条の規定を適用しないことが適当である場合として人事委員会規則で定める場合
(特別職地方公務員等となった者等に関する特例)

第5条 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第4号又は第5号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第4号又は第5号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第3条の規定を適用する。この場合において、同条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第5条第1項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」とする。

2 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第4号又は第5号に掲げる場合に該当して離職

し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続いて職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第4号又は第5号に掲げる場合に該当して離職した後に於ける特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前2条の規定を適用する。この場合において、第3条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第5条第2項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として人事委員会規則で定める場合」とする。

- 3 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第6号に掲げる場合に該当して退職した者が、人事委員会規則で定める要件に該当することとなった場合には、当該要件に該当することとなったことを離職したとみなして、第3条の規定を適用する。

（補則）

第6条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第3条の規定は、この条例の施行後に大学院派遣研修を命ぜられた職員について適用する。

~~~~~

恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県条例第37号

### 恩給条例等の一部を改正する条例

（恩給条例の一部改正）

**第1条** 恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1章中第20条の2の次に次の2条を加える。

（恩給の支払の調整）

第20条の3 恩給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として恩給が支払われたときは、その支払われた恩給は、その後に支払うべき恩給の内払

とみなすことができる。恩給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の恩給が支払われた場合における当該恩給の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第20条の4 恩給を受ける権利を有する者が死亡したためその恩給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該恩給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき恩給があるときは、恩給法第18条の規定の例により、当該恩給の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第40条中「その者が」の右に「職員の死亡の当時から引き続き」を加え、「状態で」を「状態にあり、かつ」に改める。

(恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第2項中「括弧書」を「第2款症から第5款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係る部分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中恩給条例第40条の改正規定及び第2条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の恩給条例第40条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現に遺族扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第1条の規定による改正後の恩給条例第40条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第38号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の6の部備考中「建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第17条後段」を「法第25条の15第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸 敏 三

### 兵庫県条例第39号

#### 都市計画法施行条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(都市計画法施行条例の一部改正)

**第1条** 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第7条中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第2中「第10条」を「第9条」に改め、同表12中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

別表第3中「第10条」を「第9条」に改める。

別表第4を削る。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表52の部(1)の項ウ中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同項エ中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、同項中リをレとし、ムからラまでをモからルまでとし、ミを削り、マをメとし、ホをムとし、同項ヘ中「ノからフまで」を「フからマまで」に改め、同項中へをミとし、ノからフまでをフからマまでとし、同項ネ中「カ、サ、セ、ソ、チ及びツ」を「イ、キ、シ、ソ、チ、テ及びナ」に、「ノからフまで」を「フからマまで」に改め、同項ネを同項ヒとし、同項ヌ中「第47条第5項」の右に「（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」を加え、同項ヌを同項ハとし、同項ニ中「第47条第4項」の右に「（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」を加え、同項ニを同項ノとし、同項ナ中「第3項」の右に「（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」を加え、同項ナを同項ネとし、同項ト中「（法」の右に「第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同項トをヌ

とし、テをニとし、ツをナとし、ナの前に次のように加える。

ト 法第43条第3項の規定による協議に関する事務

本則の表52の部(1)の項中チをテとし、タをツとし、ソをチとし、チの前に次のように加える。

タ 法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第41条第2項ただし書の規定による協議に関する事務

本則の表52の部(1)の項中セをソとし、同項中「（法」の右に「第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同項中スをセとし、オからシまでをカからスマまでとし、エの次に次のように加える。

オ 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務

#### 附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第1条中都市計画法施行条例別表第212の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第40号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第24条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

（兵庫県港湾施設管理条例の一部改正）

第2条 兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表港湾施設の設備を使用する場合の款上屋の項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

（漁港管理条例の一部改正）

第3条 漁港管理条例（昭和36年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2工作物その他の物件を設ける場合の款建築物及びその附属施設の項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

（厚生年金住宅条例の一部改正）

第4条 厚生年金住宅条例（昭和38年兵庫県条例第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

（道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正）

第5条 道路占用料の徴収等に関する条例（昭和43年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第6条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中5を削り、6を5とし、7から11までを6から10までとする。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第41号

##### 兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県警察本部の組織に関する条例（昭和36年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。